

令和6年度

教育年間計画

横浜市消防局

目次

I	教育の理念と基本方針	1
1	教育の理念	
2	教育の基本方針	
II	教育の区分	2
1	消防職員教育	
2	消防団員教育	
III	教育の重点項目	2
1	消防職員教育	
2	消防団員教育	
3	教育支援制度の活用	
4	教育の公開等	
5	科学的根拠に基づく教育の推進	
6	VR（バーチャルリアリティ）を活用した教育の推進	
7	感染症対策	
8	その他	
別表1	消防学校教育計画表	7
別表1-2	初任教育計画	8
別表1-3	現任教育計画	9
別表2	救急救命士教育計画	14
別表3	主管課教育計画表	17
別表4	所属教育計画	21
別表5	委託教育計画表	22
別表5-2	委託教育計画（消防大学校）	24
別表5-3	委託教育計画（資格取得）	25
別表5-4	委託教育計画（講習）	26
別表6	消防団員教育計画表	27
別表6-2	消防団員教育計画	28

この計画は、横浜市消防職員等教育規程（昭和 51 年消防局達第 9 号）第 5 条及び横浜市消防団員教育規程（平成 17 年消防局達第 14 号）第 15 条に基づき、横浜市消防局が令和 6 年度に実施する各種教育について定めるものです。

I 教育の理念と基本方針

1 教育の理念

「いつまでも輝き続ける消防職団員の育成」を教育の理念とします。

2 教育の基本方針

横浜市消防職員等教育規程第 2 条及び横浜市消防団員教育規程第 2 条を踏まえ、本計画における教育の基本方針を次のとおりとします。

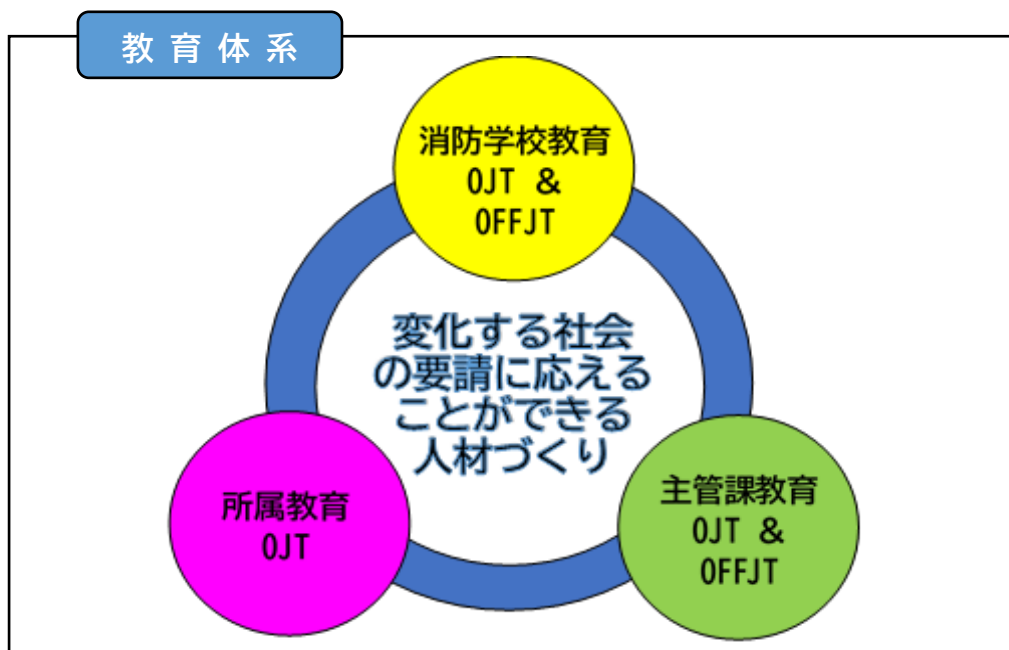
- 消防組織法第 1 条に定める「消防の任務」の遂行と、「明日をひらく都市 横浜」の実現、「横浜市中期計画 2022～2025」及び「消防局運営方針」の達成に向け、消防学校・各所属・主管課が三位一体となり、「変化する社会の要請に応えることができる人材づくり」に視点を置いた教育を推進します。
- 「人材こそが最も重要な経営資源である」ことを念頭に、人を育てる組織風土づくりを目指し、すべての職団員が意欲と能力を発揮できるよう教育（人材育成）を推進します。
- 市民の信頼と期待に応え続けるため、すべての職団員は倫理観、使命感さらには情熱を持って主体的に学び成長し続ける姿勢を常に持ち、組織（消防学校・各所属・主管課）は、職団員の教育の推進に責任を持って取り組みます。

横浜市消防職員等教育規程第 2 条（抜粋）

- 消防職員教育では、消防職員としての人格を形成し、業務を行うために必要な専門的な知識及び技術を身につけるとともに、これらを充分発揮できるような健全なる身体を育成します。

横浜市消防団員教育規程第 2 条（抜粋）

- 消防団員教育では、消防団員としての職責を自覚し、任務の遂行に必要な知識及び技術の向上を図るとともに、消防活動における安全意識を醸成すること等により、地域社会の期待に応えられる消防団員を育成します。



II 教育の区分

横浜市消防職員等教育規程及び横浜市消防団員教育規程に基づき、教育の区分は次のとおりとします。

1 消防職員教育

消防職員教育の区分は次のとおりとし、それぞれの教育が相互に補完し合いながら推進します。

- (1) 消防学校教育（初任教育・現任教育）
- (2) 救急救命士教育（横浜市救急救命士養成所教育・横浜市救急ワークステーション教育等）
- (3) 主管課教育
- (4) 所属教育
- (5) 委託教育
- (6) その他の教育

2 消防団員教育

消防団員教育の区分は次のとおりとします。

- (1) 消防団教育
- (2) 消防局教育
- (3) 消防学校教育
- (4) 消防署教育
- (5) 委託教育

III 教育の重点項目

1 消防職員教育

- (1) 重点項目

人材育成の基本方針を定めた「横浜市人材育成ビジョン（全職員版）」及び「人材育成ビジョン（消防職員版）」を踏まえ、次の5つを重点項目として職員教育を推進します。

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ① 使命感・倫理観の醸成 | ② 主体的に課題に取り組む意識・能力の醸成 |
| ③ コミュニケーション能力等の向上 | ④ 職責に応じた基礎的・専門的能力の修得と向上 |
| ⑤ 消防業務の遂行に必要な体力の向上・維持・管理 | |

【具体的な取組内容等】

① 使命感・倫理観の醸成

あらゆる教育の機会を捉え、社会人としての自覚や公務員、消防職員としての高い倫理感、使命感を醸成するとともに相手に寄り添うことのできる人材を育てます。

◆ 初任教育

社会人としての人格や自覚を形成するための倫理教育や、考える力を育むための討議研修など、消防局が一丸となって「消防職員の基礎となる土台」をつくります。

◆ 現任教育・主管課教育・所属教育

すべての現任教育において、公務員、消防職員としての自覚や倫理観の向上を図ります。

② 主体的に課題に取り組む意識・能力の醸成

「アクティブラーニング」等※の手法を用いて、自ら考え、話し合い、課題解決に結び付け、時代の変化に対応できる人材を育てます。

◆ 初任教育・現任教育・主管課教育・所属教育

一人ひとりの職員が、受講する各教育カリキュラムや訓練の中で、自己や組織の課題を主体的になって考え取り組むことで、主体性や多様性を養い、発想力や課題解決力等の向上を図ります。

※「アクティブラーニング」とは学修者主体の学習手法の一つであり、一方向的な講義形式とは異なり、学修者が能動的（アクティブ）に学修（ラーニング）に参加する教授・学習法

③ コミュニケーション能力等の向上

「討議研修」など対話を通じて理解を深めるカリキュラムを中心に、一人ひとりの職員が主体的になって考え、話し合う場を設け、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の向上を図ります。

◆ 初任教育・現任教育・主管課教育・所属教育

討議研修や課題検討など、職員が自ら発言し、意見交換するカリキュラムを充実させコミュニケーション能力等の向上を図ります。

また、本市における国際的イベント（MICE）等の開催を踏まえ、国際感覚の醸成に取り組みます。

④ 職責に応じた基礎的・専門的能力の修得と向上

職位（階級）・職責に応じた知識・技術を修得させ、基礎的・専門的能力を向上させます。

◆ 初任教育

基礎力の確実な修得を図るため、消防署、主管課と強固な教育支援体制を構築し、効果的に教育を推進します。

◆ 現任教育・主管課教育・所属教育

専門的かつ消防業務に直結する知識・技術を身に付けさせ、大規模災害をはじめとした各種災害への対応能力の向上や、職位・職責に応じた業務遂行能力の修得を図ります。

⑤ 消防業務の遂行に必要な体力の向上・維持・管理

「体育指導員制度」及び「体力測定」等を活用し、消防職員として健康で働き続けることができる体力を養うとともに、適切に維持・管理できる能力の向上を図ります。

◆ 初任教育

科学的な手法を用いて消防活動に必要な基礎的体力を養います。

◆ 現任教育・主管課教育・所属教育

体力の維持・管理の手法を身に付けさせるとともに定年引上げを見据え、生涯現役を目標に、健康で働き続けることができる身体を作ります。

(2) 各教育における実施事項

ア 消防学校教育（別表1「消防学校教育計画表」参照）

(ア) 初任教育（別表1-2「初任教育計画」参照）

社会人、公務員としての自覚、基本的な心構え及び倫理観を身に付けさせ、消防職員としての使命感を醸成します。また、消防業務全般における基礎的知識・技術の修得に加え、実践を通じて実務的な対応能力の向上を図るほか、市民への一般的な対応（接遇、市民サービス）ができるよう教育を行います。

更に、実科訓練などの教科目では、次の災害想定と到達目標を定め、消防署や主管課と教育支援体制を組み一貫性のある教育を行います。

〈災害想定及び到達目標〉

災害想定	到達目標
建物火災 (木造2階建)	<ul style="list-style-type: none"> ・確実迅速な防火着装(空気呼吸器含む。)ができる。 ・即消、中継、連携を理解し、ホース延長等の活動ができる。 ・屋内進入、消火、検索及び救助活動ができる。
中層建物火災	<ul style="list-style-type: none"> ・階段、屋内外のホース延長、水損防止に配慮した活動ができる。 ・消防用設備等に関する知識を備え、それらを有効に活用できる。
救助	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材を使用し、救助活動ができる。 ・負傷者の状況に応じて適切な救出ができる。
救急	<ul style="list-style-type: none"> ・救急科の資格取得 ・救急隊員として、迅速かつ適切な活動ができる。

(イ) 現任教育

消防業務に必要とされる専門的な知識・技術や、職位(階級)、職責に応じた知識・技術を身に付けさせ、職員の能力向上とキャリア形成支援を行います。

特に専科教育においては、主管課と連携し教育内容の充実を図るほか、実践的な災害対応力等を身に付けさせるため、必要に応じて夜間訓練、校外実習等を実施します。

また、消防のプロフェッショナルとしての自信とやりがい高めるとともに、常に公務員としての自覚をもって誠実かつ公正に行動する意識の醸成を図ります。

イ 救急救命士教育(別表2「救急救命士教育計画」参照)

横浜市救急救命士養成所、横浜市救急ワークステーション等において、主に救急業務を担当する職員に対し、救急救命士に必要な知識・技術について教育を行い、業務の適正な執行、職員の能力向上とキャリア形成支援を行います。

ウ 主管課教育(別表3「主管課教育計画表」参照)

業務主管課が局運営方針等に基づき、業務推進に必要な知識・技術について、主に当該業務を担当する職員に対し、より高度かつ専門的な教育を行い、職員の能力向上とキャリア形成支援、さらには業務の適正な執行と円滑化を図ります。

エ 所属教育(別表4「所属教育計画表」)

(ア) 各所属の実情に合わせた実施計画を策定し、全所属が「人を育てる組織風土」の醸成に積極的に取り組みます。

(イ) 先輩職員によって培われた経験や知識・技術を次世代に引き継いでいくとともに、OJTを行う中で指導を受ける者、指導する者が共に成長していく「育てあい、学びあい」により、職場のチーム力を高めます。また、OJTは日常的な場面において、あらゆる機会を捉えて行われるものであり職員相互で行う指導等も含まれることから、「全ての職員が人材育成トレーナー」としての意識の醸成に取り組めます。

(ウ) 消防職員として体力の保持は、消防業務を遂行する上で基礎的諸能力の一つとして必須のものであり、「横浜市消防職員の体力管理に関する規程」に基づき、体育指導員を中心とした体力・健康管理指導会や体力測定の確実な実施により、定年引上げを見据え生涯現役を目標に、所属職員の体力の維持向上を図ります。

オ 委託教育(別表5「委託教育計画表」)

組織全体の能力向上のため、より専門的かつ高度な知識・技術を修得させるほか、消防業務の遂行に必要な不可欠な資格等を取得させるため、消防大学校など他機関に委託して教育を行います。

カ その他の教育

上記教育以外の教育で、短期間の講演、講座、研究、研修及び討論等を実施する教育

を行います。

2 消防団員教育

(1) 重点項目

消防団が将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない存在であることに鑑み、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下「消防団等充実強化法」という。）の趣旨を踏まえ、次に掲げる4項目を重点項目として、消防団員教育を推進します。

- | | |
|----------------------|------------------|
| ① 大規模災害における災害対応能力の強化 | ② 防災指導力の向上 |
| ③ 安全管理体制の強化 | ④ 指揮能力・指導力の修得と向上 |

【具体的な取組内容等】

① 大規模災害における災害対応能力の強化

大規模災害を想定した実践的な訓練等を通じ、災害対応能力の強化を図ります。（消防署・消防団、消防局（主管課）、消防学校）

② 防災指導力の向上

地域防災活動の要となつて実践的な活動ができるように「各種研修」を行い、住民に対する防災指導力の向上を図ります。（消防署・消防団、消防局（主管課）、消防学校）

③ 安全管理体制の強化

各種訓練や研修会を実施し、災害現場活動や訓練等における安全管理体制の強化を図ります。（消防署・消防団、消防局（主管課）、消防学校）

④ 指揮能力・指導力の修得と向上

あらゆる場面において、職責に応じた指揮・指導が行えるよう、「各種訓練や教育」を通じて能力向上を図ります。（消防署・消防団、消防局（主管課）、消防学校）

(2) 各教育における実施事項

ア 消防団教育・消防署教育（別表6「消防団員教育計画表」、別表6-2「消防団員教育計画」参照）

新入消防団員や緊急自動車の運行、ポンプ操作などに係る団員に対する以下の教育を実施します。

(ア) 基礎教育（消防団員の身分、職責等に関する内容を含む。）

(イ) 専科教育機関科

イ 消防局教育

必要に応じて実施します。

ウ 消防学校教育（別表6「消防団員教育計画表」、別表6-2「消防団員教育計画」参照）

消防団等充実強化法の趣旨を踏まえ、地域防災の中核である消防団における現場指揮者等に対する幹部教育などを実施します。

(ア) 幹部教育

消防団幹部として、また、大規模災害における指揮者としての職責を自覚し、指揮能力を向上させるため、現場指揮についての実践的な教育及び分団本部等における指揮に関する教育を各主管課と連携し実施します。

a 初級幹部科

b 指揮幹部科「分団指揮課程」、「現場指揮課程」

(イ) 専科教育警防科

ホース延長、放水、消火、資機材取扱いなど火災防ぎょ活動要領等及び各種災害における消防団の役割等を理解し、災害現場における中核的な活動を遂行できるよう、各主管課と連携し実施します。

エ 委託教育（別表5-2「委託教育計画（消防大学校）」参照）

消防大学校等で実施する講習等を受講します。

「消防団上級幹部養成コース」

3 教育支援制度の活用

職員の人材育成に対する意識の醸成と一貫性のある教育の実施を目的として、初任教育、現任教育ともに各所属と連携し、職員（助教等）及び部隊による教育支援体制を強固にするとともに、より効果的な教育を推進します。

また、職員、部隊が教育に携わることにより、個人のスキルアップ及び組織力の向上並びに所属教育（OJT）の活性化を図ります。

4 教育の公開等

(1) 所属教育（OJT）の推進にあたり、教育技法習得のサポートと職員の自主研修の機会として、消防訓練センターで行う教育を積極的に公開します。

なお、消防団員に対しても訓練センターにおける教育を一部公開します。

(2) 教育で使用した資料については、消防局共有ファイルサーバ等を活用し可能な範囲で公開します。

5 科学的根拠に基づく教育の推進

消防職団員教育や体力管理を実施していく上で、安全かつ効果的・効率的に成果を挙げるため、専門家の知見を取り入れながら、科学的な見地から各種教育を推進します。

6 VR（バーチャルリアリティ）を活用した教育の推進

災害出場件数の減少に伴う若手職員等の活動経験の不足を補うため、VRを活用し、火災に関する知識や災害時の安全管理に関する知識について教育を行います。

7 感染症対策

消防訓練センターで実施する全ての教育において、感染防止対策の基本は個人の意識と責任ある行動が重要であり、感染を自分事として認識し、教育生及び施設内の感染防止を徹底していきます。

8 その他

(1) 地震、風水害等の大規模災害の発生や、感染症の更なる拡大、その他不測の事態が発生したときは、状況に応じて、教育日数、人員及び宿泊・通学の区別等、教育年間計画を変更する場合があります。

(2) 消防学校教育における教育人員枠は、各所属一律とせず、資格者の配置状況等を踏まえ実情に応じた割り振りとします。

消防学校教育計画表

別表1

教育名・科目			回数	人員	日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	変更内容 (前年度比較)			
初任教育			1	106	12か月																
現任教育	経営・運営 責任職 教育	署長科	令和6年度は予定なし															隔年実施			
		副署長科	1	18	1			3													隔年実施
		新任課長科	1	未定	2			13 14													
	昇任者 教育	消防司令科	1	未定	5											14 20					
		(仮称)選考消防司令補科	未定	未定	未定													2月中予定			
		消防司令補科	1	未定	5												3 7				
		消防士長科	2	未定	4											21 24 28 31					
	専科教育	救助隊員養成科	1	36程度	24									11 12							
		潜水科	1	8	17							9	1								
		特別高度救助科	1	24	9											10 21			隔年実施		
		特殊災害科	令和6年度は予定なし															隔年実施			
		火災調査科	1	24	11									6 20							
		機関員養成科	3	各20	各20									25 20	9	6 12 12					
		機関員所属指導者養成科	1	8	10 実習16								8 23	29 20			18 12				
		はしご機関員養成科	1	10	15									29 19							
体育指導員養成科		令和6年度は予定なし															隔年実施				
特別教育	体育指導員スキルアップ教育	1	36	2								7 8					隔年実施				
	人材育成トレーナー(初任教育担当者)教育	1	36	2							上旬、下旬 予定										
	消防機関員スキルアップ教育	4	各36	各1			22,23,30 31														
委託教育(消防大学校・資格取得・講習等)			30	136	12か月																
消防団員教育	消防団員幹部教育初級幹部科	1	102	1			23														
	消防団員幹部教育指揮幹部科「現場指揮課程」	1	102	2								19 26									
	消防団員幹部教育指揮幹部科「分団指揮課程」	1	102	1										19							
	専科教育警防科	1	102	1											2						

初任教育計画

別表1-2

対 象	人 員(予定)	実 施 期 間	通 泊 の 別			
初任教育未実施者	106人	第56期初任教育 4月～翌年3月(12か月)	泊・通			
教育到達目標	1 初任基礎教育 (1) 社会人、公務員、消防職員としての自覚と基本的な心構えや、倫理観、使命感が身に付いていること。 (2) 自ら主体的に考え、課題解決に向けて取り組むことができること。 (3) 消防の任務を理解した上で消防業務全般についての基礎的知識・技術を修得し、消防の一般的業務を執行できるとともに、市民への一般的な対応(接遇、市民サービス)ができること。 ア 消防隊員として必要な災害活動(安全管理を含む。)及び救急活動に関する基礎的知識・技術を修得し、活動できること。 イ 消防職員として必要な予防業務に関する知識を持ち、市民指導や一般的な防火対象物に対する査察ができること。 ウ 人権、個人情報保護、不祥事防止、交通事故防止、危機管理等の基礎的な知識や自覚を身につけ、法令等に基づき行動できること。					
	2 初任実務教育 初任基礎教育で修得した基礎的知識・技術について、消防署の業務を通じて実践し、災害活動をはじめとした消防業務への対応能力が向上していること。					
	3 初任総括教育 初任実務教育における教育効果が確認され、「救急科」資格を取得すること。1年間の初任教育により、消防職員としての基礎が確実に身に付いていること。					
		教育時間(単位:時間)				
教 科 目 名	基礎教育	実務教育	総括教育			
			計			
基礎教育	倫理	13	8	4	25	倫理観・使命感の醸成、職責の理解、不祥事防止(裁判傍聴含む。)等
	法 学 基 礎 ・ 消 防 法	17	-	-	17	法学及び行政法、消防法の目的及び主要規定の解釈・運用等
	消 防 組 織 制 度	9	-	-	9	地方自治法、消防組織法等
	服 務 と 勤 務	38	18	-	56	地方公務員制度、サービス及び勤務条件、個人情報保護、交通事故防止、人権啓発、市民対応(消防英語含む。)等
	小 計	77	26	4	107	
実務教育	火 災 予 防	10				火災予防行政の社会的な役割及び業務内容等
	保 安 行 政	10	30		106	危険物に関する基礎知識、危険物規制事務の概要、火薬・高圧ガスに関する基礎知識及び規制事務の概要等
	消 防 用 設 備	12				消防用設備等の機能及び技術上の基準等
	査 察	34				火災予防査察の法的根拠、執行要領及び違反処理要領等
	建 築	10				消防業務に関連する基礎的な建築知識及び建築同意事務の概要等
	安 全 管 理	12	3		15	安全管理の意義及び安全管理対策、メンタルヘルス、惨事ストレス等
	特 殊 災 害	4	6		10	特殊災害に関する基礎知識及び基本的な活動概要等
	火 災 防 ぎ	29	10		39	火災の種別、性状・特性及び活動要領の基礎知識、警防業務に関する基礎知識等
	火 災 調 査	8	9		17	火災調査の法的根拠、概要及び火災原因調査事務等
	防 災	11	6		17	災害対策基本法、災害対策と危機管理、危機管理指針、各種防災計画、気象・地震・津波等の基礎知識等
	救 急	190	40	20	250	救急資格取得に必要な救急に係る知識及び技術等
	消 防 通 信 ・ ポ ンプ	19	6		25	消防指令システムの概要、受付監視業務及び無線交信要領、消防車両の特性及びポンプの基本原理解等
	小 計	349	110	20	479	
実科訓練	訓 練 礼 式	39	8		47	訓練礼式の趣旨、目的及び必要性、各個訓練及び小隊・中隊訓練
	消 防 活 動 基 本 訓 練	96	8		104	火災防ぎ用器具の操作技術及び消火活動要領、風水害活動要領等
	救 助 訓 練	85	8		93	人命救助活動に必要な基礎知識・救助技術
	機 器 取 扱 訓 練	79	8		87	消防活動に必要な機器の諸元・性能及び取り扱い
	消 防 活 動 応 用 訓 練	50	8		58	総合訓練、耐久訓練
	体 育	62			62	消防業務遂行に必要な体力の養成及びトレーニング方法の修得等
	小 計	411	40	-	451	
その他	実 務 研 修	8	664		672	消防署体験勤務(基礎教育)、各署に研修配置しての教育(実務教育)
	討 議 研 修	8	4	4	16	グループ討議等
	選 択 研 修	57		3	60	自主選択授業、特殊無線技士、社会福祉、生活指導等
	行 事 そ の 他	42		1	43	県・市消防学校親善、行事、修了試験、修了式等
	小 計	115	668	8	791	
教 育 総 時 間		952	844	32	1,828	

1 初任実務教育について

- (1) 各消防署において、10月1日から翌年3月31日まで実施します。
- (2) 「教育時間」の欄に時間数が記載されている教科目(「実務研修」を除く。)は、各消防署が統一的に実施すべき必須科目(必須時間)です。
なお、署情に応じて、必須科目の教育を指定時間(186時間)を超えて行う場合は、「実務研修」の時間(664時間)内で調整することとします。
- (3) 火災予防、保安行政、消防用設備、査察、建築については、実務教育の教育時間を合計で30時間を必須時間とし、各消防署の実情に応じて教科目の時間を割り振ってください。
- (4) 必修教科目以外の実務研修は、署情を勘案して消防実務に必要な教育を行うものとします。

2 初任総括教育について

- (1) 消防訓練センターにおいて、令和7年3月17日～21日(祝日を除く。)の4日間実施します。
- (2) 3月21日午後卒業式を実施します。

現任教育計画

経営・運営責任職教育

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
副署長科	副署長	18人	第138期 6月3日(半日)	通
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 消防署副署長として、消防署長を補佐し、組織（消防署）運営を円滑に推進することができる。 職員一人ひとりと真摯に向き合い、人を育てる組織風土の醸成に積極的に取り組み、また、周囲から信望を得る高い人間性を持って、人材育成をはじめ、組織力を高めるための風土づくりができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
新任課長科	新たに課長級となった職員	未定	第139期 6月13日、14日(2日間)	通
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 局の運営方針を踏まえて設定した課（各所属）の目標を内外に明確に示し、意思決定を行い、部下を指揮しながら課（各所属）の目標を達成することができる。 業務や面談等を通じて部下とコミュニケーションを図り、指導・育成を行うことで、職員の能力向上を図り、組織力を高めることができる。 災害に際し、危険要因を迅速的確に把握し、安全管理に配慮した指揮ができる。また、災害の状況を把握し、各種関係規程等に基づき、迅速に具体的な活動方針を決定することができる。 				

昇任者教育

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
消防司令科	昇任試験合格者及び 専任職選考合格者等	未定	第39期 1月14日～1月20日（5日間）	通

【到達目標】

- ・ 市政及び消防行政の動向を理解するとともに、局の運営方針・各所属の目標を踏まえた係（課、出張所）の目標を設定し、職員とともに業務を遂行し、係（課、出張所）の目標を着実に達成することができる。
- ・ 業務や面談などを通じて職員とコミュニケーションを図り、指導・育成を行うことで、職員の能力向上を図ることができる。
- ・ 消防が果たすべき役割を踏まえた危機管理意識を持ち、いかなる状況下でも現状を冷静に分析し、様々な情報の下に執るべき措置を判断して、的確に行動することができる。

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
消防司令補科 （選考）	昇任選考合格者 （相当の知識、技術 又は経験を必要とする 消防士長の職にある者）	未定	2月中（2日間）	通

【到達目標】

- ・ 自分の置かれている状況を冷静に認識し、実施すべき措置を判断して行動することができる。
- ・ 市政及び消防行政の動向を理解している。
- ・ 部下を育成することに使命感を持ち、能力開発に努めることができる。
- ・ 消防の果たすべき役割を踏まえた危機管理意識をもって行動することができる。
- ・ 災害現場等で危険要因の認識と予見を持った指揮・安全管理を行うことができる。
- ・ 原点に立ち返り、役割の理解を深め、更なる成長（進化）に努めることができる。

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
消防司令補科	昇任試験合格者及び 昇任選考合格者	未定	第42期 2月3日～2月7日（5日間）	通

【到達目標】

- ・ 自分の置かれている状況を冷静に認識し、実施すべき措置を判断して行動することができる。
- ・ 市政及び消防行政の動向を理解している。
- ・ 部下を育成することに使命感を持ち、能力開発に努めることができる。
- ・ 消防の果たすべき役割を踏まえた危機管理意識をもって行動することができる。
- ・ 災害現場等で危険要因の認識と予見を持った指揮・安全管理を行うことができる。

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
消防士長科	昇任試験合格者	未定	第73期 1月21日～1月24日（4日間） 第74期 1月28日～1月31日（4日間）	通

【到達目標】

- ・ 職責及び役割を理解し、必要な基礎的業務と能力及び部下指導の必要性を修得している。
- ・ 市政及び消防行政の動向を理解している。
- ・ 災害現場において、危険要因の認識と予見をもって安全管理を行うことができる。
- ・ 業務遂行において障害が発生した場合、的確な判断を行うことができる。

専科教育

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救助隊員養成科	特別救助隊員 予定者	36人 程度	第61期 11月11日～12月12日（24日間）	泊

【到達目標】

- ・ 救助活動に係る基本的な技術を有しており、これらを活用した応用力を十分に発揮することができる。
- ・ 常に安全管理意識を高く持ち、いかなる場面でも「自己の安全」を確実に図れる判断力と技術を有している。
- ・ 各種災害想定訓練を通じ、複雑多様化する救助事象に対応できる知識、技術、判断力を修得している。

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
潜水科	潜水救助活動 従事予定者 潜水員希望者	8人	第59期 10月9日～11月1日（17日間）	泊

【到達目標】

- ・ 潜水生理学及び障害について理解できている。
- ・ 各種潜水資機材の取扱いについて熟知している。
- ・ スノーケリング、スクーバ潜水等の専門的技術について修得している。
- ・ 潜水隊員としての安全管理について理解し、災害現場等で「自己の安全」を確実に図れる技術を有している。
- ・ 水中という特殊な環境に対する適応力と、困難な状況に冷静に対応できる精神力を有している。

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
特別高度救助科	特別救助隊員有資格者 (経験3年以上) 消防司令補又は消防士長	24人	第10期 2月10日～2月21日（9日）	泊

【到達目標】

- ・ 人命救助に関する専門的かつ高度な知識と技術を修得している。
- ・ あらゆる都市型の特殊災害を理解し、広い視野で災害対応できる能力を有している。
- ・ 省令別表3に掲げる救助器具（高度救助器具）について熟知している。
- ・ 徹底した部隊行動、安全管理行動を身につけ、実践指導することができる。

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
火災調査科	専門調査員予定者	24人	第41期 11月6日～11月20日（11日間）	通

【到達目標】

- ・ 火災調査規程第2条第5号に規定する専門調査員として、火災調査業務等に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく行使することができる。
- ・ 原因調査、損害調査、鑑定等に係る専門的知識を修得し、火災現場等での確かな判断に基づき、実況見分を行うことができる。
- ・ 火災原因調査書類の作成等、文書実務に係る知識を豊富に有し、技能を十分発揮することができる。

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
機関員養成科	消防機関員予定者	60人 (各期20人)	第119・120・121期 (各20日間) 11月25日～12月20日 1月9日～2月6日 2月12日～3月12日	通・泊
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関員の責務を理解し、安全に消防車両等を運行することができる。 ・ 消防車両等緊急運行時の事故防止要領を理解した走行技術を修得している。 ・ ポンプ運用にあたって、揚水、送水、点検整備に必要な専門的な知識・技術を修得している。 ・ 消防車両等の運用に不具合が発生した場合において対処することができる。 ・ 機関員所属指導者として、消防署において指導を行うことができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
機関員所属 指導者養成科	機関員所属指導者 予定者	8人	第23期 10月8日～10月23日 (10日間)	通
		教育実習 各期4人	第119期 11月29日～12月20日 (16日間) 第121期 2月18日～3月12日 (16日間)	通・泊
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関員の責務を理解し、安全な消防車両の運行要領を指導することができる。 ・ 緊急運行時の安全管理及び事故防止要領を指導することができる。 ・ 機関員所属養成教育指導要綱に基づいた、知識及び技術を指導することができる。 ・ 警防活動要領に基づいたポンプ運用を指導することができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
はしご機関員 養成科	はしご機関員 予定者	10人	第59期 10月29日～11月19日 (15日間)	通・泊
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・ はしご車の構造・装置に関する専門的知識を有している。 ・ はしご車を安全確実に操作する技術を有している。 ・ はしご搭乗員の安全を確保したはしご活動を行うことができる。 ・ はしご車の特性を理解した走行を行うことができる。 				

特別教育

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
人材育成トレーナー (初任教育担当者)教育	人材育成トレーナー (消防司令補 ・消防士長)	36人	第1回 9月上旬(半日・公開授業) 第2回 9月下旬(1日・集合教育)	通
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 人材育成の役割や責任及び重要性を理解している。 初任基礎教育生の現状や課題を理解し、実務教育を行う上での教育手法等を学び、指導することができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
消防機関員 スキルアップ教育	消防機関員 有資格者	144人 (各36人 ×4回)	第1回 5月22日 第2回 5月23日 第3回 5月30日 第4回 5月31日	通
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 機関員の責務を再確認し、安全に消防車両等を運行することができる。 消防車両等緊急運行時の事故防止要領を理解した、走行技術と誘導要領を修得している。 ポンプ運用にあたって、揚水、送水、点検整備に必要な知識・技術を修得している。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
体育指導員 スキルアップ教育	体育指導員 有資格者	36人	10月7日、8日(2日間)	通
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 体育指導員としての役割、体力訓練の必要性を認識している。 体力測定の基礎的知識の復習と共通認識を持ち、実践指導することができる。 年代別の体力づくりに必要な最新のトレーニング知識を修得し、実践指導することができる。 				

救急救命士教育計画

救急救命士養成所教育

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救急救命士養成教育	受講者 選定試験 合格者	15人	第37期 8月20日～3月10日（133日） ＜入校前教育＞ 6月～8月の間に指定する日 （受講者決定後に実施）	通
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 救急救命士国家試験に合格し得る医学的知識を修得している。 必要な医学的知識及び技術を修得して、救急救命処置が適切に実施することができる。 医療従事者として医療の一分野を担うという自覚と信念を有している。 救急救命士として、自ら考えて円滑な救急活動を実践することができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
指導救命士養成教育	消防司令補以上の 救急救命士	4人程度	第6期 7月2日～7月19日（13日）	通
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 指導的立場の救急救命士として、救急救命士、救急隊員、消防隊員等、あらゆる職員に対して適切な指導、教育を行うことができる。 メディカルコントロール体制の中で、医師と連携して救急業務の指導を行うことができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救急救命士 就業前集合教育	採用時 救急救命士の 資格を有する者	28人 （予定）	前半 4月17日～19日（3日） 後半 4月24日～26日（3日）	通
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 本市の救急救命士資格者として業務を開始するために、救急現場で必要な知識及び技術を修得している。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
気管挿管病院実習	救急救命士	10人	10月～3月	通
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ的確な気管挿管手技を修得している。 気管挿管に伴う危険因子を認識し、安全に気管挿管を行うことができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管病院実習	気管挿管認定救急救命士	10人	10月～3月	通
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた迅速かつ的確な気管挿管手技を修得している。 気管挿管に伴う危険因子を認識し、安全にビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管を行うことができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救急救命士スキルアップ研修	救急救命士	350人(予定)	5月～6月末までの13日間(内1日)	通
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 指令から到着までの活動手順が適切に実施することができる。 基本プロトコル及び現場活動の流れに沿った救急活動を確実に行うことができる。 各種プロトコルに沿った救急活動を円滑に実践することができる。 				

救急ワークステーション教育

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救急救命士再教育病院実習	救急救命士	315人(予定)	医師同乗研修 4月～3月(1人2日) 病院実習 9月～3月(1人6日) ※隔日勤務職員は3当直	通・泊
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 医療従事者としての倫理観を形成し、最新の医療知識及び最適な救急処置を習得している。 生命の危機的状況を来たす循環虚脱、呼吸不全に対して即座に対応することができる。 病院前救護で実施する処置能力が向上している。 適切な搬送医療機関を選定するための的確な観察を行うことができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救急救命士就業前教育病院実習	救急救命士国家試験合格者	45人(予定)	4月～7月 隔日勤務職員：14日(7当直) 毎日勤務職員：20日	通・泊
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 救急救命処置が的確かつ安全に実践できる能力が向上している。 医師の指導下における救急救命処置の修練等により、医師及び看護師との信頼関係を構築している。 傷病者の受入れ後の処置を含めた救急医療の現状を理解している。 <p>※救急救命士就業前教育のうち消防機関で行う教育訓練は、救急救命士養成所及び消防署で実施する。 (実施時期：4月～教育項目を修了するまで)</p>				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救急救命士気管挿管 再教育病院実習	気管挿管有資格者	未定	4月～3月	通
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病態に適した適切な気道確保法を選択することができる。 ・ 気道確保法としての気管挿管法を的確かつ安全に施行することができる。 ・ 気管挿管に伴う危険因子を認識し、事故発生時に適切に対処することができる。 ・ 気管挿管はメディカルコントロール下で行われているということを認識して行動することができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	通泊別
救急救命士薬剤投与 再教育病院実習	薬剤投与有資格者	未定	4月～3月	通
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病態に適した適切な薬剤投与方法を選択することができる。 ・ 静脈路を的確に確保し、安全に薬剤投与を実施することができる。 ・ 薬剤投与に伴う危険因子を認識し、事故発生時に適切に対処することができる。 				

主管課教育計画表

	主管課	教育名	対象者	延人員又は回数	実施時期(期間)	実施場所	教育内容	教育(到達)目標
1	総務課	個人情報保護 (AINETナレッジ eラーニング)	全職員	約3700人	5月～3月	AINET (eラーニング)	個人情報保護について	横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱に基づき個人情報保護を一層推進する。
2	総務課	経理事務説明会	局内各課 経理担当者	50人	5月	消防局	経理事務の基礎について	経理事務の基礎を学び正しい事務執行について認識を共有する。
3	総務課	経理事務等相互点検	各所属 経理担当者	100人	8～11月	各所属	経理事務の適正化について	相互点検等を通じてその結果を全所属で共有し、同じミスを繰り返さないよう正しい知識の習得
4	総務課	経理担当者会議	各所属 経理担当者	50人	3月	消防局	定期監査の結果、経理事務等相互点検の結果について共有し、再発防止に向けたポイントを解説	経理事務に関する正しい知識の習得
5	総務課	文書作成研修	全職員	約3700人	5月～3月	AINET (eラーニング)	文書作成・起案について	文書作成・起案に関する正しい知識の再確認及び習得
6	人事課	人材育成研修(職員向け)	全職員	約3200人	総務局人材開発課の通知を受けて実施 10月下旬～ 11月末(予定)	各所属	人事考課の振り返り面談等に先立ち、人事考課の内容や位置づけ、キャリア形成の考えなどを全職員が理解し、面談や目標共有シート、意向調書等の作成に活かす。	人材育成ビジョンの「基本方針」や「求められる役割」などを理解し、全職員が主体的に能力開発・能力活用、キャリア形成に取り組む
7	人事課	人材育成研修(課長、課長補佐、係長級)	課長級・ 課長補佐・ 係長級	約320人	総務局人材開発課の通知を受けて実施 7月～11月予定	消防局及び 各所属	育成者として、人材育成の必要性を再認識するとともに、課長、係長・課長補佐・専任職が果たすべき役割に対するスキルを習得	人事考課等に対する知識・理解を深め、日々のOJTに役立て、職員のモチベーションの向上、職場を活性化させる。
8	人事課	部下指導力向上研修 (消防司令補等研修)	消防司令補昇 任予定者及び 希望者	約80人	1月(昇任者教育 消防司令補 科) 予定	訓練センター	外部講師による講義 グループ討議	コミュニケーション力の向上、倫理観の醸成及びストレス対応力など、現場リーダーとしての能力を向上し、人材育成に役立てる。
9	人事課	人材育成研修(消防士長・ 消防司令補研修)	消防士長 消防司令補	約200人	10月～12月	未定	外部講師による研修	部下の技能を引き出すコーチングスキル等の向上を図り、職場の心理的安全性の醸成につなげる。
10	人事課	消防局人権啓発講演会	人権啓発研修 指導者等及び 希望者	約60人	12月予定	未定	外部講師による講義	人権問題に対する正しい理解と認識を深める。
11	人事課	人材育成研修eラーニング	全職員	約3600人	10月～1月	AINET (eラーニング)	eラーニング形式による講義	消防職員としての人材育成に寄与する研修を検討して実施予定
12	人事課	庶務担当者研修	各署庶務課員	約30人	7月	消防局	給与関係事務、共済組合関係事務、厚生会・財形貯蓄関係事務、公務災害事務についての事務処理等説明	署担当者として、各種手続きを正確で迅速に処理することができることを目標に実施
13	人事課	衛生管理担当者研修	各署庶務係長 (庶務主任)	約30人	5月	消防局	衛生管理全般の年間の業務の流れ、各論説明	署担当者として、各種手続きを正確で迅速に処理することができることを目標に実施
14	人事課	安全配慮義務研修	責任職等	約50人	6月、10月	消防局	1 保健師による安全配慮義務とメンタルヘルスについての講義 2 外部講師による健康講話	責任職の職場マネジメントの一環として、働きやすい職場環境づくりを主体的に進めるとともに、安全配慮義務を遂行し、職員の心身の健康管理を適切に行えるよう理解を深める。
15	人事課	睡眠時無呼吸症候群研修	責任職等	約50人	10月～12月	未定	専門医師による講義	不規則勤務による健康障害の現状を踏まえ、病態への理解を深め、改善につなげる。
16	人事課	惨事ストレス対策研修	一般職員	約1508人	9月、1月～2月	訓練 センター他	惨事ストレスの概論や日々のストレスマネジメント等について講義	惨事ストレスケア対策実施要領に基づき、初任教育生や昇任者教育等において、惨事ストレス対策に関する知識を習得
17	人事課	健康教育	一般職員	約1,800人	5月～3月	訓練 センター他	自己保健義務、安全配慮義務、生活習慣病予防、メンタルヘルス等についての講義	各区安全衛生委員会の開催に合わせ、各産業医が生活習慣病についての講義を行うほか、職員健康課(MSW)や人事課保健師による講義を実施し、職員の健康意識の向上を図る。

	主管課	教育名	対象者	延人員又は回数	実施時期(期間)	実施場所	教育内容	教育(到達)目標
18	人事課	年末調整業務説明会	各所属担当者	約30人	9月	消防局	年末調整事務業務内容、スケジュール等の説明	各担当者として、各種手続きを正確に期日どおり処理することができるようになることを目標に実施
19	人事課	ハラスメント相談員研修	ハラスメント相談員	1回	6月	横浜市 研修センター	ハラスメント相談対応要領	ハラスメント相談員としての役割や相談スキル向上を図る。
20	人事課	ハラスメント相談補助員研修	ハラスメント相談 補助員	1回	7月	消防局	ハラスメント相談対応要領	ハラスメント相談補助員としての役割や相談スキル向上を図る。
21	人事課	心理学側面からの不祥事防止、人材育成研修	新たに課長となった責任職	未定	6月	訓練センター	外部講師を招き、心理学の側面から考察した不祥事を未然に防ぐための心構えや人材育成の観点からの不祥事防止の取組等について学ぶ。	業務や面談等を通じて部下とのコミュニケーションを図り、指導・育成を行うことで、職員の能力向上を図り、組織力を高める。
22	人事課	マインドセット研修	新たにキャリア スタッフとなる職員	未定	3月	AINET (eラーニング)	eラーニング形式による講義	マインドを切り替え、新たな職位として、これまで培ってきた知識・経験を継承し、技術を生かし、より一層職場で能力を発揮できるようにする。
23	人事課	コンプライアンス指導者研修 CRM推進者研修	コンプライアンス 指導者及び CRM推進者	未定	5月 10月	未定	組織目標の達成を阻害する要因である、法令・内規違反、不適切な事務処理、事件・事故、社会の要請への不適切対応など、信用失墜や組織の損害等につながるあらゆるリスクに対し、確実な対策が必要になるため、CRMを活用した安全推進体制の構築に向けた研修を実施。	消防局CRM実施要領等を活用した安全管理能力を向上と心理的安全性の確保された職場環境の醸成
24	施設課	交通事故防止研修会	安全運転 管理者等	70人	12月	横浜市研修 センター	外部講師等による交通事故防止研修会	外部講師等の専門的な視点からリスクマネジメントを学び、実務指導に生かすことで交通事故の根絶を図る。
25	予防課	専門調査員研修Ⅰ	署調査担当	6回 132人	5月～12月	訓練センター	1 実況見分要領 2 鑑識要領 3 その他の原因調査・損害調査に関する実務	実況見分に関する実務能力の向上 鑑識に関する実務能力の向上 その他の原因調査・損害調査に関する知識・技術の向上
26	予防課	専門調査員研修Ⅱ	署調査担当	6回 132人	5月～12月	消防局	1 調査書類作成要領 2 その他の火災調査に伴う事務	調査書類の作成に関する知識・技術の向上 火災調査に伴う事務に関する実務能力の向上
27	予防課	調査指揮者研修	調査指揮者 (警防係長・ 出張所長・出張 所当直係長)	140人	5月	各所属 (機構改革済) AINET eラーニング (機構改革前)	調査指揮者としての基礎的な知識に関する内容	調査指揮者として火災調査に対して指導、管理が出来る。
28	予防課	震災時火災被害調査研修	各署職員	3100人	2月～3月	AINET eラーニング	1 通常と震災時の火災調査の違い 2 現場での被害調査要領 3 被害調査結果に基づく住家の被害認定要領	罹災程度の認定のために必要な現場での調査要領の習得
29	予防課	初期消火器具補助事業説明会	消防署 予防担当者	1回	4月	消防局会	1 初期消火器具等補助事業概要について 2 初期消火器具等補助事業事務手続きについて	初期消火器具等補助事業担当者の知識の向上を図る。
30	予防課	家庭防災員指導者研修会	家庭防災員研 修担当者	1回	5～6月	消防局会議室等	1 防火研修関係指導要領 2 救急研修関係指導要領 3 地震・風水害研修関係指導要領	研修担当者の指導に関する知識、技術の向上を図る。
31	予防課	予防技術検定試験及び受験準備講習	消防力の整備 指針第32条第3 項の規定に定め る受験資格者	19人	10～11月	消防局	「予防業務全般に関する一般知識」 <検定区分> 1 防火査察(立入検査・防火管理・違反処理) 2 消防用設備等(消防同意・消防用設備等・建築基準法令) 3 危険物(危険物の性質・危険物規制)	予防技術検定試験の合格者を予防技術者として認定し、予防行政に関する専門的知識の向上を図る。
32	保安課	危険物担当新着任職向け研修会	消防署総務・ 予防課 危険物担当者 (新任)	1回	4月	消防局	新たに危険物業務を担当する職員を対象とした危険物規制の概要並びに申請及び届出の受理要領等	1 申請・届出に対して、適正な事務処理が行える。 2 手数料納付書の発行ができる。 3 消防業務支援システムの入力要領を理解し、実施できる。
33	保安課	危険物技術基準等研修会	消防署総務・ 予防課 危険物担当者	3回	適宜	消防局	1 危険物関係法令に基づく危険物施設等の技術基準 2 危険物関係法令に基づく通知等の運用 3 危険物規制事務審査基準等の運用 4 危険物規制に係る審査及び検査業務 5 危険物施設事故対応及び立入検査実施要領	1 危険物担当者が必要な知識を習得し、危険物事務の適正な運用が図られている。 2 危険物に係る事故のケーススタディにより、事業所に対する適切な指導等が実施され、類似事故防止が図られている。 3 保安課危険物保安係所管業務知識の習得
34	保安課	危険物製造所等実地研修	消防署総務・ 予防課 危険物担当者	2回	適宜	事業所	危険物施設の完成検査実施要領	1 完成検査等の知識・技術の習得 2 検査項目等を理解し、検査が行える。 3 検査内容について、適切な指導等ができる。
35	保安課	石油コンビナート等災害防止法研修	消防署総務・ 予防課 危険物担当者	1回	4月	AINET (eラーニング)	石油コンビナート等災害防止法について	石油コンビナート等災害防止法に係る知識の習得

	主管課	教育名	対象者	延人員又は回数	実施時期(期間)	実施場所	教育内容	教育(到達)目標
36	保安課	危険物安全週間に係る パワーアップセミナー	消防署総務・ 予防課 危険物担当者	1回	6月	未定	外部講師による危険物施設の事故防止研修について	危険物施設の事故防止啓発に係る知識の習得
37	指導課	査察実務研修	各署査察担当者	1回	6月	消防局	1 査察行政 2 違反是正強化対象物の査察及び違反是正措置 3 主任査察員制度 4 教育手法 5 火災予防条例	査察及び違反是正措置に必要な高度な知識と技術を習得し、査察及び違反是正指導・措置を的確に実施するほか、所属教育を主体的に進めることができる査察員を養成する。
38	指導課	主任査察員研修	主任査察員	2回	10月～12月	消防局	1 査察業務に係る最新の知識、技術の習得 2 査察業務の現状と課題についての検討 3 査察教育に関する主任査察員の役割 4 外部機関への視察	保有している査察知識、技術を向上するとともに、所属教育を充実、反映させる。
39	指導課	課長補佐・係長級に対する 査察業務研修	消防署総務・ 予防課 課長補佐・係長級	1回	4月	AINET (eラーニング)	1 査察業務の現状と課題 2 課長補佐、係長級の査察業務の役割 3 「立入検査等結果報告書」の確認要領	査察業務における課長補佐、係長級としての役割を認識し、職場運営・職務遂行にあたり必要な知識を習得
40	指導課	査察担当者技術研修	指導課員 各署査察担当者	随時	通年	消防局 (またはAINET eラーニング)	1 新制度や法改正等の知識 2 査察業務に関する専門知識の向上(外部講師等) 3 消防業務支援システムのデータ活用研修	査察業務の質及び査察員の知識、技術の向上を図るとともに所属職員への指導的役割を担える人材を育成する。
41	指導課	査察業務eラーニング研修	各署警防課 職員	随時	通年	AINET (eラーニング)	査察業務の基礎知識	消防職員として備えるべき査察に関する基礎知識を学び、職員の査察に関する知識、技術の向上を図る。
42	指導課	消防用設備等業務研修	消防署 指導担当者	1回	4月	消防局	指導担当新任の職員を対象とした消防用設備等に関する研修	消防用設備等に係る業務に必要な基礎知識の習得
43	指導課	消防設備科	消防署 指導担当者	1回	10月	消防局	指導担当経験3年以上5年未満の職員を対象とした、消防用設備等の設置規制についての研修	消防同意及び消防用設備等に関する知識・技術の向上
44	指導課	防火対象物の使用開始検査等を活用した技術研修	消防署 指導担当者	随時	通年	各消防署 検査現場	指導課員及び検査を実施する消防署以外の指導担当者が検査に同行する技術研修	消防用設備等の検査要領に関する知識・技術の向上
45	指導課	主任設備指導員研修	主任設備指導員	1回	8月	消防局	主任設備指導員討議研修	高度な専門知識・技術の習得をするとともに、所属教育を充実、反映させる。
46	指導課	消防局窓口相談業務を活用した技術研修	消防署 指導担当者	随時	通年	消防局	指導担当経験3年以上5年未満の職員を対象とした、指導課窓口相談業務を活用した技術研修	大規模な防火対象物の窓口相談業務を活用した技術研修を通じて、消防同意の審査・検査要領に係る業務知識及び技術力の向上
47	警防課	消防隊員が保有すべき基礎的諸能力の測定	警防職員	—	通年	所属訓練施設	1 消防技術(消火活動、ロープ結索、機器取扱) 2 消防知識(警防知識)	消防隊員が保有すべき基礎的諸能力を測定し、職務遂行に必要な知識・技術及び体力を養成する。
48	警防課	救助隊員が保持すべき基礎的諸能力の基準の測定	指定救助隊員	—	通年	訓練センター	1 ロープ結索 2 ロープワーク技術 3 救助資機材取扱技術 4 救助関係知識	救助隊員が保持すべき基礎的諸能力を測定し、救助技術全般を備える隊員を養成する。
49	警防課	消防職員向け エレベーター教育	警防職員	約40人	通年	エレベーター協会 指定場所	1 エレベーター構造教育 2 実機の確認 3 エレベーター救出訓練	エレベーター救出に関する基礎的な知識・技術の習得
50	警防課	特別救助隊員研修	全救助隊員	—	通年	警防課が指定する場所	1 災害現場での安全管理及び活動要領 2 想定訓練 3 救助関係知識 4 災害事案検討 5 救助技術 6 訓練手法等の共有	救助活動に関する基礎技術及び高度な救助技術の向上 警防活動時における安全管理能力及び安全管理行動の強化
51	警防課	消防水利・開発業務に関する実務研修	警防課防災担当	約70人 (半日×2回)	4月～6月	消防局	消防水利及び開発事業等の事務処理・検査要領等	左記項目の業務内容を理解するとともに、各消防署における事務を遂行できる。
52	警防課	無人航空機操縦者養成講習	警防課職員	新規転入者等	通年	1 消防局 2 訓練センター 3 警防課が指定する場所	1 飛行訓練、機体整備 2 法令等基礎知識の習得 3 災害事例、他都市の状況 4 事故事例	無人航空機操縦に必要な技術、知識の習得
53	警防課	特別高度救助隊員教育	特別高度救助 部隊配置職員	教育未修了者	通年	警防課が指定する場所	省令別表第3に掲げる救助器具の取扱訓練など、専門的なカリキュラム(40時間程度)	警防規程事務処理要綱内の、特別高度救助隊員として「人命救助に関する専門的で高度な教育訓練」の修了

主管課	教育名	対象者	延人員又は回数	実施時期(期間)	実施場所	教育内容	教育(到達)目標	
54	警防課	特殊災害対応訓練 (基礎教育・応用訓練)	警防課員	—	9月～2月	各所属	1 基礎教育(特殊災害活動マニュアルの説明、資機材取扱い及び机上訓練) 2 応用訓練(少数の要救助者が発生した想定の実働訓練)	特殊災害に対応するため、隊員個々と部隊の災害対応能力の強化
55	警防課	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	本特別教育未修了者	随時	通年	各消防署等	1 学科(eラーニング) (1) 知識 (2) 関係法令 2 実技 着装、使用方法等	法令で定められている科目の修了 ※本教育は「フルハーネス型墜落制止用器具の配置に伴う特別教育の実施について」(令和3年12月23日消警第1488号警防課長通知)に基づいて実施する。
56	警防課	チェーンソーによる伐木等特別教育	各署警防課職員	随時	通年	各消防署等	1 学科(内部講義) (1) 知識 (2) 関係法令改正部分 2 実技 (1) 保護衣着装要領 (2) 切断要領、整備、関係事項	法令で定められている科目の修了 ※本教育は「チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務」(令和2年8月1日労働安全衛生規則改正)に基づき実施する。
57	警防課	テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育	該当車配置所属職員・ 該当車使用予定職員	随時	通年	各消防署等	1 学科(内部講義) (1) 知識 (2) 関係法令 2 実技 操作方法、関係事項	法令で定められている科目の修了 ※本教育は「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」(令和6年2月1日労働安全衛生規則改正)に基づき実施する。
58	司令課	指令管制教育	全職員	40人程度 (eラーニング時は全職員)	6月～10月	消防司令センター (またはAINET eラーニング)	1 司令課と各署との連携に必要な教育の実施 2 現場誤認等の根絶に向けた取組みの実施	災害時における司令課と各署の連携の向上
59	司令課	指令管制教育 (配置前教育)	司令課配置職員	12人程度	3月	消防司令センター	指令管制員として勤務するにあたり必要な基礎的 教育の実施	局通信取扱者要綱に定めるディスパッチャー資格取得のための基礎知識の習得
60	司令課	指令管制業務経験者に対するフォローアップ教育	司令課司令係 転出後、概ね3 年以内の職員	6人程度	通年	消防局 司令課 (またはAINET eラーニング)	指令台を活用した指令管制業務	災害・救急等の指令管制業務習得
61	救急課	定期症例検討会	救急隊員等	13回	通年	横浜市 メディカルコン ロール協議会参 画医療機関 (13医療機関)	医学的見地からの症例検討 救急隊員の生涯学習として、医師、看護師及び救急隊員 間での意見交換	知識の向上、医療機関との連携強化
62	教育課	新任教官教育	教育課新任教官	未定	3月	消訓練センター	消防職団員教育を行う上で必要となる知識や教育技法 について教育を実施	消防学校教官としての心構えと教育方針や指導方法に関する認 識の共有が図られている。
63	教育課	体力管理	全職員	—	通年	各所属	1 消防活動に適した体力づくり 2 効果的なトレーニング法 3 体力測定実施方法	消防職員として維持すべき体力水準を確認し、自己の体力 状況を正確に把握することで、正しいトレーニング法を体得 させる。
64	教育課	体力づくり教育	全職員	—	通年	各所属	各所属と調整し、巡回方式で教育を実施	体力維持を理解させ、かつ効果的な体力づくりの知識・技 術を習得させる。
65	教育課	機関員所属指導者研修	本年度、各機関 員教育に携わる 予定の機関員 所属指導者	2回 36人程度	4月	訓練センター	1 教育技法について 2 交通事故防止 3 変更点 4 その他教育に必要な事項	機関員所属指導者としての知識・技術の向上 指導要領の確認及び指導方法の向上
66	航空科	専任航空救助員養成教育	新規航空科救助員	必要に応じて	通年	横浜ヘリポート 又は航空科長 の指定する場所	専任航空救助員として必要な教育訓練 (講義・実技・実演)	専任航空救助員の認定
67	航空科	連携航空救助員養成教育	航空救助連携 隊の隊長及び隊 員のうち、未資 格者	必要に応じて	未定	横浜ヘリポート 又は航空科長 の指定する場所	航空救助連携隊として必要な教育訓練 (講義・実技・実演)	連携航空救助員の認定
68	航空科	航空救助連携隊継続訓練	航空救助連携 隊の隊長及び隊 員	未定	未定	横浜ヘリポート 又は航空科長 の指定する場所	航空救助連携隊として必要な継続訓練 (講義・実技・実演)	航空救助体制の構築
69	航空科	航空支援隊訓練	航空支援隊の 隊長及び隊員	未定	未定	横浜ヘリポート 又は航空科長 の指定する場所	航空救助支援隊として必要な教育訓練 (講義・実技・実演)	航空救助体制の構築

所属教育計画

下記計画は教育課で推進する計画です。署情に応じて実施してください。

教育名・科名	対象	教育担当者	実施時期
消防機関員養成教育	消防機関員予定者	機関員所属指導者	学科集合教育 5月13日～5月17日（5日間） 学科認定審査 6月14日 実科認定審査 5月下旬～10月中旬
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 機関員の責務を理解し、安全に消防車両等を運行することができる。 消防車両等緊急運行時の事故防止要領を理解した走行技術を修得している。 ポンプ運用にあたって、揚水、送水、点検整備に必要な知識・技術を修得している。 消防車両等の運用に不具合が発生した場合に対処することができる。 			

教育名・科名	対象	教育担当者	実施時期
消防機関員事前教育	専科教育機関員養成科入校予定者	機関員所属指導者	専科教育機関員養成科入校前1か月程度（第119・120・121期）
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 専科教育入校時に必要最低限の基礎的技術を修得している（事前効果確認実施）。 消防車両等緊急運行時の事故防止要領を理解した走行技術の基礎を修得している。 ポンプ運用にあたって、揚水、送水、点検整備に必要な基礎的技術を修得している。 			

教育名・科名	対象	教育担当者	実施時期
限定機関員養成教育	限定機関員予定者	機関員所属指導者	前半期 4月～7月中旬 後半期 10月～2月
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 限定機関員の責務を理解し、安全に消防車両等を運行することができる。 消防車両等緊急運行時の事故防止要領を理解した走行技術を修得している。 可搬式ポンプの運用にあたって、揚水、送水、点検整備に必要な知識・技術を修得している。 消防車両等の運用に不具合が発生した場合に対処することができる。 			

教育名・科名	対象	教育担当者	実施時期
限定機関員スキルアップ教育	限定機関員資格者	・安全運転管理者又は交通事故防止推進者 ・責任職又は機関員所属指導者	消防署の実情に応じ実施（教育時間2時間）
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 限定機関員の責務を理解し、安全に消防車両等を運行することができる。 消防車両等緊急運行時の事故防止要領を理解した走行技術を維持している。 走行技術の向上、事故防止に対する意識が醸成されている。 			

教育名・科名	対象	教育担当者	実施時期
はしご搭乗員教育	はしご搭乗員予定者	はしご機関員	消防署の実情に応じ実施（教育時間15時間）
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> はしご消防車の搭乗等に関して必要な知識・技術を修得している。 			

委託教育計画表

別表5

区分	教育名	計画人員	実施期間	実施時期												
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
消防 大学 校	総合教育															
	幹部科	1	47日							7	22					
	上級幹部科	1	17日										21	6		
	専科教育															
	火災調査科	1	50日		30		18									
	現任教官科	1	14日											28	13	
	実務講習															
	指揮隊長コース	1	14日	18	1											
	高度救助・特別高度救助コース	1	19日											31	18	
	NBCコース	1	22日											9	30	
	航空隊長コース	1	14日									5	18			
	消防大学校女性活躍推進コース	1	9日									12	20			
消防団上級幹部養成コース	2	3日								26	2	10				
講習	海技士免状更新講習	9	約2日													
	圧縮空気保安技術講習	6	1日													

区分	教育名	計画人員	実施期間														
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
資格取得	四級海技士(機関)	1	未定														
	六級海技士(航海)	2	約9日	◆	—								◆				
	中型自動車免許	60	約8日		◆	—									◆		
	大型自動車免許	17	約7日		◆	—				◆							
	電子海図情報表示装置(EGDIS)取扱技能講習	2	5日				◆	—							◆		
	潜水士免許	8	1日						◆	◆							
	車両系建設機械運転(整地・解体)	整地2 解体2	3日				◆	—							◆		
	小型移動式クレーン	5	3日				◆	—							◆		
	フォークリフト運転技能	2	3日				◆	—							◆		
	足場組立て等作業主任者技能講習	7	2日				◆	—							◆		
	二級小型船舶操縦士	5	5日											◆	—	◆	
	玉掛け技能講習	7	3日				◆	—							◆		
	地山の掘削及び土留め支保工作業主任者講習	2	3日				◆	—							◆		
	クレーン運転業務特別教育	2	3日				◆	—							◆		
	第二級海上特殊無線技士	2	2日						◆	◆							
	航空特殊無線技士	1	3日		◆	◆				◆	◆		◆	◆		◆	◆
	第一級陸上特殊無線技士	1	8日							◆	◆						

委託教育計画（消防大学校）

別表5-2

教育名	対象者	人員	実施期間	教育目標
総合教育				
幹部科	消防司令の階級にある者	1	10月7日～11月22日 リモート期間 10月7日～10月11日	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。
上級幹部科	消防署長又は局の課長職以上にある者	1	1月21日～2月6日	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。
専科教育				
火災調査科	消防司令補又は消防士長の階級で火災調査業務の実務経験3年以上の者（上限年齢：45歳）	1	5月30日～7月18日 リモート期間 5月30日～5月31日	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させるとともに、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
現任教官科	消防学校において教育訓練に従事している者で予防業務または警防業務に関する教科等を担当している者	1	2月28日～3月13日 リモート期間 2月28日	現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防教育並びに警防教育を包括的に指導できる能力を向上させる。
実務講習				
指揮隊長コース	1 緊急消防援助隊の指揮支援部隊長、指揮支援隊長若しくは都道府県大隊長である者又はそれらの予定者 2 上記の交代要員として指定される者	1	4月18日～5月1日 リモート期間 4月18日～4月19日	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
高度救助 特別高度救助コース	高度な資機材を装備している救助隊の隊長である者又はその予定者	1	1月31日～2月18日 リモート期間 1月31日	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
NBCコース	防護服その他のNBC災害対応資機材を装備する隊に配置されている者又は災害対応する隊の隊長	1	1月9日～30日 リモート期間 1月9日～1月10日	NBC災害対応要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。
航空隊長コース	1 消防防災航空隊の隊長又はパイロットである者 2 消防司令補以上の階級にあって、管理指導的な立場の者	1	12月5日～18日 リモート期間 12月5日～12月6日	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
女性活躍推進コース	消防司令補又は消防士長の階級の女性消防吏員（上限年齢45歳）	1	12月12日～20日 リモート期間 12月12日～12月13日	女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。
消防団上級幹部 養成コース	分団長、副分団長及び部長の階級にある者（機能別消防団員の相当職を含む）	2	10月26日（リモート） 11月2日（リモート） 11月10日	消防団の幹部に対し、その業務に必要な知識及び能力を習得させる。

委託教育計画（資格取得）

別表5-3

教育名	対象者	人員	委託先	取得目的又は、教育内容	主管事業課
四級海技士 （機関）	消防艇配置所員	1	未定	消防艇の操船に必要な資格	警防課
六級海技士 （航海）	消防艇配置所員	2	（社）日本船舶職員養成協会関東	消防艇の操船に必要な資格	
中型自動車免許	機関員担当予定者	60	未定	機関員資格取得に必要な資格	
大型自動車免許		17			
電子海図情報 表示装置（EGDIS） 取扱技能講習	当該資格を必要とする 業務に従事する者 又は従事予定者	2	（社）日本船舶職員養成協会	EGDISを有する船舶に海技士（航海）として乗り組むには、EGDISに関する知識及び技能の習得が義務付けられたため	
潜水士	水難救助従事予定者 及び水難救助希望者	8	（公財）安全衛生技術試験協会	潜水員を養成するために必要な資格	
車両系建設機械 運転（整地・解体）	当該資格を必要とする 業務に従事する者 又は従事予定者	整地2 解体2	資格取得者の申込み先に準ずる	排除工作車を運転するのに必要な資格	
小型移動式 クレーン運転	当該資格を必要とする 業務に従事する者 又は従事予定者	5	資格取得者の申込み先に準ずる	小型移動式クレーン及び床上操作式クレーンの運転作業（つり上げ荷重1t以上5t未満）に従事する者は労働安全衛生法に基づく運転技能講習を修了しなければならないことが義務づけられているため、機動第一救助の車載クレーン操作に必要な資格	
フォークリフト運転技能	当該資格を必要とする 業務に従事する者 又は従事予定者	2	資格取得者の申込み先に準ずる	労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第15号の規定による足場の組立て等作業主任者選任予定者に必要な資格で、訓練用仮設訓練等の設置・補修作業する救助隊員に必要な資格	
足場組立て等 作業主任者技能講習	当該資格を必要とする 業務に従事する者 又は従事予定者	6	資格取得者の申込み先に準ずる	訓練搭の設置・補修にあたり、作業する救助隊員の安全管理知識の修得に必要な資格	
二級小型船舶	当該資格を必要とする 業務に従事する者 又は従事予定者	5	資格取得者の申込み先に準ずる	消防艇及び小型船舶の運行に必要な資格	
玉掛け技能講習	当該資格を必要とする 業務に従事する者 又は従事予定者	7	資格取得者の申込み先に準ずる	つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリック、揚貨装置による玉掛け作業に従事する者に必要な資格	
地山の掘削及び土留 め支保工作業主任者 講習	当該資格を必要とする 業務に従事する者 又は従事予定者	2	資格取得者の申込み先に準ずる	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の作業指揮、及び、土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取り付け・取り外しの作業指揮を行うために必要な資格	
クレーン運転業務 特別教育	当該資格を必要とする 業務に従事する者 又は従事予定者	2	資格取得者の申込み先に準ずる	つり上げ荷重能力5トン未満のクレーンおよびつり上げ荷重能力5t以上の跨線テルハの運転に必要な教育	
第二級海上 特殊無線技士	消防艇配置所員	2	（公財）日本無線協会	船舶無線を操作する際に必要な資格	
航空特殊無線技士	当該資格を必要とする 業務に従事する者 又は従事予定者	1		司令センター多重無線を操作する際に必要な資格	
第一級陸上 特殊無線技士	司令課員	1		司令センター多重無線を操作する際に必要な資格	

委託教育計画（講習）

別表5-4

教育名	対象者	人員	委託先	教育目的・内容	主管事業課
海技士免状更新講習	消防艇・救助用ボート 配置職員	9	(一社)日本船舶職員 養成協会関東	消防艇運行時に必要な資格を更新させる。	警防課
圧縮空気保安技術講習	空気ボンベ充填施設 設置所員	6	(一社)神奈川県 高圧ガス保安協会	高圧ガスの取扱い等、必要な知識・技術を習得させ 各充填施設の保安体制の万全を図るため。	

消防団員教育計画表

別表6

教育名		実施計画				実施時期											
		回数	人員	日数	通・泊	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
消防学校教育	幹部教育初級幹部科	1	102	1日	通			● 23									
	幹部教育指揮幹部科 「現場指揮課程」	1	102	2日	通							● ● 19 26					
	幹部教育指揮幹部科 「分団指揮課程」	1	102	1日	通										● 19		
	専科教育警防科	1	102	1日	通												● 2
消防団教育・消防署教育	専科教育機関科	随時	未定	—	通	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
	基礎教育	随時	未定	—	通	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

消防団員教育計画

別表6-2

【消防学校教育】

教育名・科名	対象	人員	実施時期	場所
消防団員幹部教育 初級幹部科	新任班長	102	6月23日（1日）	消防訓練センター
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理を深く理解している。 他の消防団員に対して指導を行える知識・技術を修得している。 地域住民に対して防災指導を実施することができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	場所
消防団員幹部教育 指揮幹部科 「現場指揮課程」	部長又は部長と同等の実務経験を有する班長以上の階級にある者	102	10月19日、26日（2日間）	消防訓練センター
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有している。 大規模災害時に現場指揮者として、火災防ぎよ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮、安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行うことができる。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	場所
消防団員幹部教育 指揮幹部科 「分団指揮課程」	分団長、副分団長の階級にある者	102	1月19日（1日）	消防訓練センター
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有している。 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動のあり方を深く理解している。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	場所
消防団員専科教育 警防科	消防団員として概ね3年以上の実務経験を有する者	102	3月2日（1日）	消防訓練センター
【到達目標】 <ul style="list-style-type: none"> 災害防御活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解している。 災害現場において中核的な活動を遂行することができる。 消防団の訓練等において、他の消防団員に対して指導を行える知識・技術を有している。 				

【消防団教育・消防署教育】

教育名・科名	対象	人員	実施時期	場所
専科教育機関科	概ね1年以上の団歴を有し、車両運行に従事する者	未定	4月～3月	所属消防署 (消防訓練センター)
<p>【到達目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通関係法令及び可搬式ポンプに関する専門的知識を有している。 ・ 消防自動車を迅速かつ的確に運行でき、事故防止が図られている。 ・ 他の消防団員に対して指導ができる技術を有している。 				

教育名・科名	対象	人員	実施時期	場所
基礎教育	新任団員	未定	4月～3月	所属消防署 各消防団の所属区域
<p>【到達目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解している。 ・ 地震・風水害等に対する基礎が理解できている。 ・ 災害現場等では、自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行する能力を有している。 				